

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 16 年 10 月 27 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	7	議会議員の定数及び任期の取扱いについて
<p>1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 18 年 4 月 30 日まで引き続き新町の議会議員として在任する。</p> <p>在任期間終了後の議員の定数は 16 人とする。</p>		